

三重県新型コロナウイルス感染症対応医療従事者応援給付金支給要領

(目的)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症患者又はその疑いのある者の治療や帰国者・接触者外来等で患者に接する医療従事者に対し、三重県新型コロナウイルス感染症対応医療従事者応援給付金として商品券（「QUOカード」）を贈呈し、新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者を支援するため制定する。

(定義)

第2条 この要領において、「対象医療機関」とは、次の（1）から（4）までのいずれかに該当する施設とする。

- （1） 感染症指定医療機関
- （2） （1）以外の新型コロナウイルス感染症入院患者受入病院
- （3） 帰国者・接触者外来設置医療機関
- （4） 上記以外でPCR検査の検体採取を行った医療機関

2 「医療従事者」とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）第5条に定める医療関係者及びこれに準ずる者とし、雇用形態は問わないものとする。

3 「QUOカード」とは、株式会社クオカードが発行するギフトカード（商品券）をいう。

(支給対象者)

第3条 商品券の支給対象者は、対象医療機関において、令和2年1月（PCR検査に係る検体採取開始日）から令和2年5月25日（緊急事態解除宣言の日）までの間に、別表に掲げる作業（以下、「対象作業」という。）に従事した医療従事者とする。

2 上記の規定に関わらず、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する者については支給対象としない。

- （1） 商品券の支給を辞退する者
- （2） 対象医療機関を退職等により従事していない者
（ただし、退職後の所在が判明しており、かつ対象医療機関から商品券の支給が可能な場合は支給対象とすることができる。）

(支給額)

第4条 商品券は、QUOカードにより支給するものとし、支給額は、次の表の左欄

に掲げる場合についてそれぞれ右欄に掲げる内容を支給する。

対象作業に従事した日数が 5日以上	5万円分のQ U Oカード
対象作業に従事した日数が 1日から4日まで	3万円分のQ U Oカード

(支給手続き)

第5条 商品券は、支給対象者が従事する対象医療機関の協力を得て支給するものとする。

2 対象医療機関は、支給対象者名簿（第1号様式）を指定する期日までに知事に提出するものとする。

(商品券の支給)

第6条 知事は、前条による支給対象者名簿の提出があった場合において、その内容を確認のうえ、商品券を支給するものとし、対象医療機関に対しQ U Oカード及び支給者名簿（第2号様式）を送付するものとする。

2 知事は、前項の場合において必要があるときは、支給対象者及び支給額に係る事項につき、補正を加えて支給することができる。

3 Q U Oカードの送付を受けた対象医療機関は、支給者名簿に基づきQ U Oカードを配付するものとする。

(実施報告)

第7条 対象医療機関は、第6条第3項に基づくQ U Oカードの配付が完了した日から14日までに実施報告書（第3号様式）を知事に提出するものとする。

なお、退職、辞退等の理由により、Q U Oカードの配付が行えなかった者については、実施報告書の提出とあわせてQ U Oカードを知事に返却するものとする。

(その他)

第8条 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年5月27日から施行する。

別表

区分	対象医療機関	対象作業
1	感染症指定医療機関	①新型コロナウイルス感染症患者又はその疑いのある者の身体に直接接触する作業 ②新型コロナウイルス感染症患者又はその疑いのある者の身体に直接接触することはないものの、同じ室内で行う作業
2	感染症指定医療機関以外の新型コロナウイルス感染症入院患者受入病院	③新型コロナウイルス感染症患者又はその疑いのある者が使用した病原体の付着した物件又は付着したおそれがある物件の処理その他これに類する作業
3	帰国者・接触者外来設置医療機関	①新型コロナウイルス感染症の疑いのある者のPCR検査に係る検体採取業務において、身体に直接接触する作業 ②新型コロナウイルス感染症の疑いのある者のPCR検査に係る検体採取業務において、身体に直接接触することはないものの、同じ室内で行う作業
4	1から3以外でPCR検査に係る検体採取を行った医療機関	③新型コロナウイルス感染症の疑いのある者のPCR検査に係る検体採取業務において、病原体の付着したおそれがある物件の処理その他これに類する作業

参 考

支給対象となる医療従事者の範囲は次のとおりです。

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成 25 年政令第 122 号）第 5 条
に定める医療関係者及びこれに準ずる者

- 1 医師
- 2 歯科医師
- 3 薬剤師
- 4 保健師
- 5 助産師
- 6 看護師
- 7 准看護師
- 8 診療放射線技師
- 9 臨床検査技師
- 10 臨床工学技士
- 11 救急救命士
- 12 歯科衛生士
- 13 上記 1～12 に準ずる者